契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 福祉部  高齢介護室  介護事業者課 | 下記の業務委託契約について、再委託に係る受注者からの通知は書面で行われていたが、当該通知に対する府の承認が口頭で行われていた。  そのため、再委託の承認についての意思決定に係る文書が作成されていなかった。  「「介護サービス情報の公表」に係る指定情報公表センター業務」  (1)　契約期間　平成28年４月１日から同年５月31日まで  (2)　契約金額　3,607,200円  (3)　再委託業務　公表手数料の収納代行業務  「介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運営業務 」  (1)　契約期間　平成28年６月１日から平成29年３月31日まで  (2)　契約金額　19,898,666円  (3)　再委託業務　公表手数料の収納代行業務 | 検出事項について、契約書に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【「介護サービス情報の公表」に係る指定情報公表センター業務契約書】  （総則）  第１条  ３　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。  （再委託等の禁止及び誓約書の提出）  第５条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。 | 現業務委託契約（平成29年６月１日から平成30年３月31日まで）について、契約書に基づき、再委託の承認についての意思決定を行い、文書で通知した。  今後は、契約締結に当たっては、契約書条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月８日から同年７月４日まで）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央卸売市場 | 行政財産使用料条例第４条によれば、使用料は使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、納入通知書の発行遅れにより、平成29年度分の使用料について使用開始の日前（平成28年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 年間使用料 | 納付日 | | ガバナ室設置 | 平成25年４月１日から  平成30年３月31日まで | 33,500円 | 平成29年４月７日 | | 公衆電話設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 16,000円 | 平成29年４月10日 | | 配電線の支柱・支線  設置 | 平成28年４月１日から  平成33年３月31日まで | 10,200円 | 平成29年４月10日 | | 電力供給用配電支持物設置 | 平成28年４月１日から  平成33年３月31日まで | 41,480円 | 平成29年４月10日 | | 郵便差出箱設置 | 平成29年２月１日から  平成29年３月31日まで | 100円 | 平成29年４月12日 | | 郵便差出箱設置 | 平成29年４月１日から  平成34年３月31日まで | 400円 | 平成29年４月12日 | | 自動車電話・携帯電話  基地局設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 732,780円 | 平成29年４月５日 | | 携帯電話・自動車電話  基地局設置 | 平成27年４月１日から  平成32年３月31日まで | 377,380円 | 平成29年４月６日 | | 携帯電話インビル  基地局設置 | 平成27年４月１日から  平成32年３月31日まで | 520,660円 | 平成29年４月５日 | | ＰＨＳ無線基地局設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 1,620円 | 平成29年４月６日 | | 検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） | 行政財産使用料について、使用開始の日前までに徴収できるよう、相手方の事務手続に十分な納付期間を設けて納入通知書を発行することとする。  今後は、行政財産使用料条例等関係法令に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月29日及び同月30日）

予算の裏付けのない複数年契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央卸売市場 | 予算の裏付けのないまま、翌年度予算で支払う内容を含む契約を締結していた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 契約日 | 契約期間 | 契約金額 | 各年度支払額 | | 会計統合型予算管理システム用サーバ機器等の賃貸借 | 平成27年  　９月28日 | 平成27年10月１日から  平成28年９月30日まで | 314,280円 | 平成27年度　157,140円  平成28年度　157,140円 | | ハイブリッド自動車の賃貸借 | 平成27年  　７月30日 | 平成27年８月１日から  平成28年７月31日まで | 392,688円 | 平成27年度　261,792円  平成28年度　130,896円 | | 電話交換機・電話機の賃貸借 | 平成27年  　６月30日 | 平成27年７月１日から  平成28年６月30日まで | 24,114円 | 平成27年度　 16,746円  平成28年度　 6,028円 | | 電話交換機・電話機の賃貸借 | 平成28年  　６月29日 | 平成28年７月１日から  平成29年６月30日まで | 24,114円 | 平成28年度　 16,746円  平成29年度　 6,028円 | | ハイブリッド自動車の賃貸借 | 平成28年  　７月29日 | 平成28年８月１日から  平成29年７月31日まで | 388,800円 | 平成28年度　259,200円  平成29年度　129,600円 | | 会計統合型予算管理システム用サーバ機器等の賃貸借 | 平成28年  　10月１日 | 平成28年10月１日から  平成29年９月30日まで | 230,040円 | 平成28年度　115,020円  平成29年度　115,020円 | | 検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （支出負担行為）  第232条の３　普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 | 経費の支出伺（支出負担行為）を行うに当たっては、法令等の定めるところに従い、予算の範囲内であること確認し事務処理を行う。  今後は、大阪府財務規則、大阪府企業財務規則等関係法令に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月29日及び同月30日）

保証金に係る事務処理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央卸売市場 | １　税務署から差押通知書が届いていた関連業者（以下「Ａ社」という。）の市場施設使用に係る保証金（179,000円）の返還請求権について、Ａ社の廃業に伴い、税務署に支払わなければならないところ、Ａ社に還付していた。（その後、税務署からの照会により、差押の事実が判明し、府はＡ社に還付した保証金の返還を受け、税務署に対し、支払を行った。）   |  |  | | --- | --- | | 平成24年２月 | 税務署よりＡ社の保証金返還請求権の差押通知書を受領 | | 平成28年１月 | Ａ社から市場施設返還届が提出 | | 平成28年４月 | Ａ社からの保証金返還請求に基づき、保証金を還付 | | 平成28年12月 | 税務署からの照会により、差押の事実が判明  府よりＡ社に還付した保証金の返還を請求 | | 平成29年１月 | Ａ社に対し、納付書を発行、Ａ社からの入金を確認  府より税務署に支払 |   　※　差押通知を受けた後に行った、被差押債権のＡ社への支払は無効であり、本件においては、Ａ社から返還があったが、仮にＡ社から返還がなかったとしても、府は、税務署への支払を免れることはできない。  ２　大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第58条第４項が準用する第22条第５項が準用する第９条第１項及び第２項によれば、保証金について差押えがあったときは差押え等の処分をされた金額に相当する額の保証金を追加して預託しなければならず、追加預託を完了するまでは、業務を行うことができないが、本件においては、差押通知書の送達があったにもかかわらず、追加預託をさせないまま、業務を継続させていた。  【国税徴収法】  （差押えの手続及び効力発生時期）  第62条 債権（中略）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。  ２　徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。  ３　第１項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。 | 今後は同様のことが発生しないよう、適切に差押通知書を管理されたい。  　また、今後、差押通知書が送達された場合には、業務規程に基づき、保証金の追加預託を求める等、適正に手続を行われたい。  【大阪府中央卸売市場業務規程】  （市場施設の使用の許可）  第56条　中央市場内の土地、建物その他の施設（中略）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。（以下略）  （保証金）  第58条　使用者（中略）は、第56条第１項の許可を受けた日から起算して一月以内に、保証金を府に預託しなければならない。  ４　第22条第４項及び第５項の規定は、第１項の保証金について準用する。  （保証金の預託）  第22条　仲卸業者は、第20条第１項の許可を受けた日から起算して一月以内に、保証金を府に預託しなければならない。  ５　第８条第３項、第９条、第９条の２及び第10条の規定は、第１項の保証金について準用する。  （保証金の追加預託）  第９条　保証金について（中略）国税徴収法（中略）に規定する滞納処分又はその例による差押えがあったとき（中略）は、卸売業者は、知事の指定する期間内に、差押え等の処分をされた金額又は不足金額に相当する額の保証金を追加して預託しなければならない。  ２　卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項の期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。 | 税務署から差押通知書等の書面が届いた場合、市場で作成した「財務会計関係マニュアル」に沿って、保証金の追加預託を求める等、適正な事務処理を行う。  今後は、大阪府中央卸売市場業務規程に基づき、適正な事務手続を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月29日及び同月30日）

管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部  　環境管理室 | 大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | 東京都内 | 平成28年４月21日 | 29,280円 | 平成28年６月23日 | | 東京都内 | 平成28年４月15日 | 29,240円 | 平成28年６月22日 | | 検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 室内幹部会議で監査結果の報告を行い、旅費の精算事務について、遅延することのないよう注意喚起した。  また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月７日から同年７月３日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 財務部  　財政課 | 直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計６件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 | | ２名 | ２件 | 平成28年４月 | | １名 | １件 | 平成28年６月 | | ２名 | ３件 | 平成28年７月 | | 速やかに必要な是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。 | 是正を求められた時間外勤務については、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。  これにより時間外手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。  また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。  今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成29年６月14日から同年７月25日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 財務部  　財産活用課 | 直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計18件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 | | １名 | １件 | 平成28年４月 | | ２名 | ３件 | 平成28年５月 | | ２名 | ３件 | 平成28年６月 | | １名 | １件 | 平成28年７月 | | １名 | ２件 | 平成28年８月 | | １名 | １件 | 平成28年９月 | | １名 | １件 | 平成28年10月 | | ２名 | ２件 | 平成28年12月 | | １名 | ２件 | 平成29年２月 | | １名 | ２件 | 平成29年３月 | | 速やかに必要な是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。 | 是正を求められた時間外勤務及び請求権の消滅時効２年以内の時間外勤務について速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。  　これにより時間外手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。  　今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに実績登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成29年６月14日から同年７月25日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部  　環境管理室 | 直接監督責任者が時間外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時間外勤務実績入力を失念したまま放置されていた事案が合計27件あった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 | | 15名 | 27件 | 平成28年４月から平成29年３月まで | | 速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。 | 是正を求められた時間外勤務命令については、時間外勤務の有無を確認し、勤務実績承認処理等を行った。  これにより時間外勤務手当の追給が発生した職員に対しては、総務サービス課への追給処理を依頼した。  今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、周知徹底を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月７日から同年７月３日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 福祉部  障害福祉室  自立支援課 | 下記の工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。  【施設名：大阪府障がい者社会参加促進センター】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種目名称 | 数量 | 取得金額 | | 外灯 | ２基 | 不明 | | 電柱（府所有のもの） | １本 | 不明 | | 速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） | | 今回の監査において是正を求められた事項については、速やかに公有財産台帳の登録を行った。  　今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月８日から同年７月４日まで）

行政財産使用許可の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 住宅まちづくり部  　住宅経営室  　施設保全課 | 府営住宅（府営東大阪島之内住宅）の敷地内に行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行っていない、道路標識（駐車禁止、一方通行等）14枚、カーブミラー１基、郵便ポスト１基、バス乗降場表示板１枚が設置されていた。 | 速やかに設置者を特定し、改めて使用許可又は使用承認の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。  【地方自治法】  （行政財産の管理及び処分）  第238条の４  ７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。  【大阪府公有財産規則】  （定義）  第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  八　使用承認　他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。  （管理の原則）  第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。  （使用許可の範囲）  第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。  一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。  二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。  三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。  四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。  五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。  六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。  七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 監査結果を踏まえ、下記のとおり行政財産の使用許可又は使用承認の手続を行った。今後とも、公有財産規則等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。   |  |  | | --- | --- | | 道路標識 | 府警察本部へ使用承認 | | カーブミラー | 東大阪市へ使用許可 | | 郵便ポスト | 日本郵便株式会社へ使用許可 | | バス乗降場  表示板 | 設置者の医療法人へ使用許可 | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月12日から同年７月10日まで）